その他の建築工事業における乗用車、バス、バイクを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	7～8	自宅から、道具その他を取りに寄ってから、会社まで向かう予定で自宅を出発し、交差点の信号が赤のため停止し、青に変わったので発信しようとしてスリップして転倒し、右ヒザを負傷した。	29	―
1	7～8	現場に向かう為、事務所から原付バイクで直進していたところ、交差点にさしかかったとき、前方の車が急ブレーキをかけたため、衝突を避けようと左にハンドルを切りながら急ブレーキをかけたところ転倒し、右手を強打して右手小指を骨折した。	24	10～29
2	16~17	T形道路で国道を青信号で走行中、市道から一時停止をせず出て来たため出会い頭に衝突し、反対車線を信号柱に衝突し、左足を骨折した。	45	―
3	7~8	交差点にて赤信号で停車していたとき（会社より改修工事現場に向かっている途中）、後ろからきた車がスリップをして止まりきれず衝突し、頸椎・腰椎・前胸部を負傷した。	46	1～9
3	11~12	現場へ向かう途中、反対車線へ飛び出してしまい、対向車と衝突した。（過失割合は本人が100%）	50	1～9
3	16~17	現場から会社に戻る途中、優先道路を20～30キロの速度で走行していたところ、相手が一時停止せず走行してきたため衝突してしまった。 その際、車は民家の壁と相手の車に挟まれ停止し、エアバッグが作動したが胸を強打して骨折した。	40	10～29
4	6～7	会社車庫を出発し構内の作業現場に向かう途中、追い越し、反対車線の車輌と衝突し、助手席に同乗していて負傷した。	55	1～9
		会社車庫を出発し構内の作業現場に向かう途中、追い越し、反対車線の車輌と衝突		1～

4	6～7	し、後部座席（助手席の後）に乗車していて負傷した。	50	9
5	9～10	顧客宅から会社へバイクで移動中、前のトラックが減速したのに合わせてブレーキを掛けたところ、フロントブレーキを強く掛け過ぎ、前輪タイヤがスリップし転倒した。	42	10～29
6	16～17	工業の資材置場から自家用車で会社事務所に向かう途中、青信号で交差点に進入したところ、左手より信号無視の車が交差点に進入し、衝突した。 相手方は赤信号での進入を認めている。	67	10～29
6	15～16	2tトラックで廃棄物を運搬し、帰宅中に交差点内において右折しようとした際、直進して来た対向車と接触し、負傷したものである。	46	1～9
7	16˜17	回収した資源物（ペットボトル）を処理施設に移送するため、飛散防止ネットを装着する際足を滑らせトラックの荷台から落下し、頭と腰を打撲した。	46	1～9
7	18˜19	会社の道具を買いに店にバイクで向かう途中、交差点で車と接触した。	59	1～9
7	6～7	建築工事に使用する鉄筋を元請所有の加工場で加工するため、事業主及び、労働者3名が自家用車（ライトバン）に同乗し、進行方向左側に車両が逸脱し、ガードレールの端部に衝突した後、道路脇の川に転落した。 当日未明まで大雨が降っていたことから、増水しており、車ごと流されてしまった。	19	1～9
7	6～7	建築工事に使用する鉄筋を元請所有の加工場で加工するため、事業主及び、労働者3名が自家用車（ライトバン）に同乗し、進行方向左側に車両が逸脱し、ガードレールの端部に衝突した後、道路脇の川に転落した。 当日未明まで大雨が降っていたことから、増水しており、車ごと流されてしまった。	25	1～9
7	6～7	建築工事に使用する鉄筋を元請所有の加工場で加工するため、事業主及び、労働者3名が自家用車（ライトバン）に同乗し、進行方向左側に車両が逸脱し、ガードレールの端部に衝突した後、道路脇の川に転落した。 当日未明まで大雨が降っていたことから、増水しており、車ごと流されてしまった。	29	1～9
7	13～	自家用車を運転中、車両を左側に寄せたところ、ガードレールに接触し、左足を負傷した。 （仕事終了後に、次の現場がまだ開始前ではあったが、仕事道具を次の	31	10～

	14	宿舎へ会社の指示により運んでいる最中であった。）		29
7	13～14	営業活動による運転中、居眠りによりガードレールに突っ込み、事故を起こした。その後、外傷性の肺気胸が発症し、入院することになった。	25	100～299
7	8～9	現場到着後、荷下ろしのためにバンのキャリーの上に登り、荷解きの作業中に足を踏み外して落下し、頭と背中を強打した。	70	
9	6～7	被災者は、所属会社で社用車に乗り合わせて2名で現場に向かっていた、自動車道下り線を走行中に、前方にトラックが割り込んできた為、運転手が急ブレーキをかけたところ、社用車がスリップして、道路左側のコンクリートに激突した。 尚、被災者は後部座席でシートベルトを着装していたが、腰を前方にずらしており、正しい着装状態ではなかった。	43	50～99
10	9～10	本社より加工場へ行く為に会社の普通乗用車で走行中、交差点で左側より衝突（追突）されて、右側法面に乗り上げた。 その衝撃で負傷した。 相手の車が一時停止を無視した。	46	1～9
11	8～9	現場駐車場にて、車止めポールを下げ、車を進入させ、車止めポールを戻している際に車を少し坂になったところに停めた為、サイドブレーキが甘く、後ろを向いていた為、車が下がってきた事に気が付かず、車がぶつかってきて、その下敷きとなり、負傷した。	69	1～9
11	15～16	会社敷地内駐車場において、軽貨物車輌の運転席側後部座席に置いてあった工具類を下ろし後部スライドドアを閉める際、左手をドアノブにかけ右手を車体本体柱部分（ピラー部分）に手を残したままスライドドアを閉めてしまい閉じた際、スライドドアの金具部分と車体柱の金具部分で右手人差し指を挟んだ。 会社へ報告し応急処置後、痛みを我慢し就業し帰宅したが激痛の為、夜間救急にて診察、処置をした。	17	1～9
12	6˜7	一般宅の外構工事の為、同僚を乗せて現地に向かう際、渋滞中に停止した所、後方より追突された。	31	1～9
		出張作業に向かう為、会社所有車を運転中、交差点（信号なし）で一旦停止を見落		

12	9˜10	とし、交差点内で、右方向から進行のトラックに衝突し、負傷した。 過失割合は100%と思われる。	50	1〜9
12	8˜9	敷地より県道へ出るため一旦停車中に、道路を逆走して歩道に進入してきた車両に左側から激突された。	27	1〜9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html